

地域再生基本方針の一部変更について

平成24年11月2日
閣議決定

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文を次のように改める。

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

1の1)中「補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換」を「地域の政策課題を解決するための制度改革の推進」に改め、「構造改革特区」の次に「総合特区」を、「都市再生」の次に「環境モデル都市、環境未来都市」を加える。

1の1)中「支援する。」の次に次のように加える。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

2中「進めるため、従来」を「進めるため」に、「省庁横断的な」を「府省庁横断的な」に、「考える」を「取り組む」に改め、「さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進している。」を次のように改める。

また、地域の資源や知恵をいかした自立に向けた取組や地方と都市とが交流・連携し共生を目指す取組に対して国が集中的又は優先的に支援することが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、地域に共通する政策課題の解決に資する施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系

化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるように「プログラム」を提示して支援してきたところである。

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

また、東日本大震災の影響等から、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組等が求められている。

こうした課題は、全国的に各地域に共通して重要な課題であり、持続可能で活力ある地域の形成を図るためには、地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成や、地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興といった、政策課題の解決を通じて、地域再生を進めることが重要である。

このため、地方公共団体等が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題については、特定政策課題として国が提示し、その解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）に対し国が重点的かつ総合的な支援策を講ずる。

2の1)の題名を次のように改める。

1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進

2の1)の①中「これらの主体を含め、地域の企業、教育機関、公共団体などが」を「地域の実情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり」に、「連携し」を「、地方公共団体との連携の下で」に、「支援できるよう検討する。」を「支援する。」に改め、「なお、支援に当たっては、対象となる主体の活動が地域に適切な経済的社会的な効果を及ぼすこと、経済的に自立可能な活動を志向していることなどを見極め、成果主義の観点を重視して、支援の非効率化、長期化を招かないように留意する。」を削る。

2の1)の②を次のように改める。

② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進

イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援

全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自立的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。

このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵

と工夫の競争をいかした取組を支援する。

ロ 各種プログラムの推進

地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるようにすることが効果的である。

このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

2の1) 中③から⑧までを削り、⑨を③とする。

2の2) を次のように改める。

2) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進

急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、制度改革を推進することが重要である。

このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。

また、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。

以上のような制度改革を推進することにより、地域の自主的かつ自立的な地域再生を一層推進する。

2の3) 中「誘導措置を講ずる。」の次に次のように加える。

特に、国、地方とも財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実かつ効率的に進め、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、P F I 制度等の積極的な活用が有効である。

2の3) 中「これにより」を「これらにより」に改める。

2の4) の題名を次のように改める。

4) 構造改革特区、総合特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市等の連携

2の4) 中「このため」の次に「、地方公共団体において地域再生の取組を検討する場合は、その政策手段として規制の特例措置を適切に組み合わせて検討することが望ましい。また、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に行うなど、取組相互の有機的な連携を図るとともに」を加え、「構造改革特区のような」を「構造改革特区や総合特区のような」に、「補助金改革」を「制度改革」に改め、「加速する。」の次に次のように加える。

特に、特定地域再生事業については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、構造改革特区制度の規制の特例措置との一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

2の4) 中「そのほか、経済財政諮問会議、行政刷新会議、食と農林漁業の再生推進本部、観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）等、各種関係機関等と緊密に連携を図り、それぞれの機関の持つ様々なノウハウや手法等を活用する。」を次のように改める。

そのほか、規制・制度改革を担当する政府の関係機関との密接な連携を図る。

地域再生の取組に当たっては、これらを踏まえ、地域ブロックごとに、地域再生、構造改革特区、総合特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市等に関する相談に一元的に対応するものとし、各府省庁における地域再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進する。

2の5) 中「第5条第9項」を「第5条第10項」に改める。

2の6) を次のように改める。

6) 新たな措置の提案募集

① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等

とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）において受け付けるものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度の提案募集との連携、総合特区の指定手続等にも配慮し決定する。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

3の1) 中「第5条第9項」を「第5条第10項」に改める。

3の1) の②中「判断する。」の次に次のように加える。

あわせて、法第5条第4項第3号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

3の3) の①中「地域再生計画の認定申請は、地方公共団体（港務局を含む。）が単独又は共同して行うことができる。」を次のように改める。

地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。

イ 地方公共団体が単独

ロ 複数の地方公共団体が共同

ハ イ、ロのいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同

なお、法第5条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする

主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

3の3)の①中「把握し」の次に「、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で」を加える。

3の3)の①中「こととしている。」の次に次のように加える。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないこととしている。

3の3)の②中「同条第4項第3号」を「同条第4項第1号」に、「第19条第2項」を「第13条第2項」に改める。

3の3)の④中「第5条第9項」を「第5条第10項」に、「第5条第10項により、内閣総理大臣は」を「第5条第11項により、内閣総理大臣は」に改める。

3の4)中「事項について、」の次に「5の1)により指定した地域再生推進法人や」を、「また、」の次に「地域再生推進法人や」を加える。

3の5)の①の題名を次のように改める。

① 地域再生基盤強化交付金

3の5)の①イ中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改める。

3の5)の②イ中「第20条第1項」を「第14条第1項」に改め、「(以下「指定金融機関」という。)」及び「(以下「利子補給金」という。)」を削り、「利子補給金を支給することとする」を「地域再生支援利子補給金を支給することとする」に改め、同ロ中「指定金融機関の指定」を「金融機関」に、「適合する金融機関」を「適合するもの」に改め、同ハ中「利子補給金」を「地域再生支援利子補給金」に、「指定金融機関」を「金融機関」に改める。

3の5)の③中「第21条」を「第18条」に改める。

3の5)の④中「とともに、インターネット等により公表する」を削る。

3の5)の④の次に次のように加える。

⑤ 特定地域再生支援利子補給金

イ 法第15条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

⑥ 社会福祉の増進に関する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制

法第16条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（社会福祉の増進に関する事業等の内閣府令で定める事業とする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。

この場合において、当該事業を行う株式会社は、常時雇用する従業員数が一定数以上であることなどの内閣府令で定める要件に適合することについて、地方公共団体の確認を受けたものに限るものとする。

⑦ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

法第17条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

3の7)を次のように改める。

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握

イ 地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

ロ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

② 地域再生に資する施策の評価

イ 地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び6)の支援措置(以下7)において「地域再生計画認定制度等」という。)について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らして事後的な評価を行う。

ロ 内閣総理大臣は、必要に応じて調査を行いつつ、各府省庁が行う政策評価を踏まえるとともに、第三者の意見を聴いて、評価案を作成する。地域再生本部は、評価案に関する議を経て、評価を確定する。

ハ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ニ ロで確定した評価に基づいて、地域再生計画認定制度等の内容について必要な見直しを行う。

ホ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

ヘ 評価結果については、内閣官房及び関係府省庁において、必要な措置を講ずるものとする。

3の8)を削る。

3を4とし、2の次に次のように加える。

3 特定政策課題に関する基本的な事項

1) 特定政策課題の選定基準

地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題を、特定政策課題として選定するに当たっての判断基準は、次のとおりとする。

① 急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化などの社会経済情勢の変化を背景として、全国的に多くの地方公共団体が直面し、重点的な取組が必要な政策課題であること

② その解決に当たっては行政分野横断的な取組が必要であって、多くの地域では解決に向けた取組が進んでいない政策課題であること

2) 特定政策課題の選定の進め方

特定政策課題は、1)の判断基準に該当するもののうち、特に以下の基準に該当するものを優先的に選定するものとする。

① 早急に解決に向けた取組を進めなければ、それぞれの地域のみならず、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があること

- ② 地方公共団体のみならず、民間の資金やノウハウ、NPO等の活用など、多様な主体による取組が期待されること

なお、特定政策課題については、当該特定政策課題に対する全国的な取組状況や当該特定政策課題に係る制度の改善状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

また、特定政策課題を変更・廃止する場合においては、当該特定政策課題に関し、地域が実施している事業の状況に十分留意し、地域再生の妨げにならないように地域の立場に立って調整を行う。

3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

特定政策課題は、政令に定められたとおり、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」及び「地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」である。

これらの特定政策課題については、既に一部の地方公共団体において、具体的な分野に絞った上で、その解決に向けた先駆的な取組が行われている。また、他の地域においても同様の分野の課題に直面している地域が多く、これらの分野で課題解決に対する支援が求められている。

こうした地域における状況を踏まえ、当面重点的に取り組むべき特定政策課題の具体的テーマとして、当該特定政策課題の内容に応じて、それぞれ以下に掲げるものを設定する。

- ① 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
- イ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
 - ロ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
 - ハ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上
- ② 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
- イ 地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
 - ロ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

ただし、これらの具体的テーマの設定は、地域による特定政策課題の解決に資する自主的・自立的取組を縛ろうとする趣旨ではなく、上に掲げた具体的テーマに該当しないものであって、地域の実情に応じて特定政策課題に該当する課題を設定することを排除するものではない。

なお、特定政策課題の具体的テーマについては、特定政策課題の解決に向けた全国的な取組状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

本文に次のように加える。

5 地域再生の推進のために必要な事項

1) 地域再生推進法人の指定

地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO、一般社団法人等の営利を目的としない法人であって、法第20条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができる。

地方公共団体の長は、指定をしたときは、当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

なお、地方公共団体の長は、地域再生推進法人の適正かつ確実な業務の遂行を確保するため、必要に応じ、その業務に関する報告をさせることができ、当該業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該地域再生推進法人に対し、改善措置を命ずることができる。

2) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 「地域再生伝道師」の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的作用を果たす「地域再生伝道師」を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。

② 地域の「ワンストップ拠点」機能の強化

地域からの相談に対して、総合的なコンサルティング業務を行うなど、地域にとっての「ワンストップ拠点」としての機能を強化するため、全国を8つに分けた地域ブロックごとに地方連絡室を設けて、一元的な相談窓口とするとともに、関係府省庁との連携を図りながら、国の施策・制度の照会への回答を含め、地域再生に向けた個別具体的な取組に対しアドバイスを行う。

③ 地域雇用戦略チームの設置

都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行う。

④ 「地域活性化総合情報サイト」の活用

関係府省庁の協力の下、地域活性化に資する国の施策や、各地域における先進的な取組事例等に関する情報について、ホームページを利用して使いやすい形で提供する。

3) 透明性の確保

地域再生制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる

限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、提案募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、本基本方針の変更等に関する資料について、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別表を別紙1のように改める。